

公開・非公開の別	【開催日】平成 27 年 11 月 20 日（金） 【時 間】15 時 00 分～ 18 時 45 分 【場 所】岸和田市立公民館・中央地区公民館 3 階 講座室 4	【傍聴人数】2 名 【傍聴室】岸和田市立公民館・中央地区公民館 3 階 講座室 4
公開		
【名称】平成 27 年度第 8 回岸和田市指定管理者審査委員会		
【出席者】		
○は出席、■は欠席		
中川	山本（宏）	相川
○	○	○
池内	山本（政）	
○	○	
《説明員》建設部：善野部長 水とみどり課：藪課長、和田参事、小亀担当長、 スポーツ振興課：直理事、吉田主幹、有留担当長 《事務局》行政改革課：春木課長、津田参事、大田主任		
【議題等】 1.ヒアリング対象施設（1） 総合体育館（スポーツ振興課）・中央公園（水とみどり課） 2.ヒアリング対象施設（2） 都市公園・児童遊園（水とみどり課） 3.ヒアリング対象施設以外の施設について、モニタリングチェックシート等の審査		
【会議録概要】 ●審査委員過半数の出席により、委員会は成立 ●モニタリングに関する審査委員会は、モニタリングについて、第三者的立場から適正に実施されているか検証を行い、市に意見・助言等を行うことが目的である。 — 総合体育館・中央公園 施設所管課へのヒアリング — 委 員：総合体育館の人件費の内訳は。 説明員：緑化協会の正職員 1 名、嘱託 1 名。ミズノグループの職員 4 名、嘱託 1 名、加えて、トレーニングルームの 3 ポストを 6 名でローテーションしており金額としてアルバイトは 5 名分となっています。 委 員：今後も所管課として、業務内容に応じた人件費となっているか、毎年点検を続けてください。 委 員：人権研修について、総合体育館のような施設で性的少数者、いわゆる LGBT の方の対応が問題となりつつあるかと思う。例えば、トイレが男性用と女性用にはっきり分かれてしまうと使えないなどである。それに対する先駆的な取組があれば良いと思うが、ありますか。 説明員：担当者会議では、そのような話は出ていません。 委 員：管理者から出なくても、全国的に対応が求められる内容ですので、何かの折に市から申		

し出てもよいと思う。

委員：アンケート結果に基づいた質問です。老朽化している、老朽化が目立つという回答がある。老朽化の内容について教えてください。

説明員：老朽化については、管理者が対応できる箇所と対応できない箇所がある。大規模改修が必要な箇所は、市が行うこととなり、検討が必要となる。

委員：市は、施設のどこが老朽化しているか把握されていますか。

説明員：館内の排水関係、空調機器、照明機器、外に小さいものが複数あることは把握しています。事業報告でも報告を受けています。

委員：利用者増による利用や受講の制限が生じているとあるが、その点については、管理者と協議はされていますか。

説明員：利用制限は、トレーニングルームであると理解しています。トレーニングルームの床面積の広さ、機器の数により、どうしても一人当たりの使用に限りがある。空いていた時と比べると、不便に感じられていると思います。管理者と協議して、トレーニングルームにおいて機器を使わない教室を行うなど、緩和策を行っていただいています。

委員：総合体育館のアンケートの改善してほしいところについて、どこをどのように改善したからこの4点という評価になったのでしょうか。

説明員：管理者が行っている、行っていないという内容よりは、市の責任によるところがあるかと考えます。例えばドライヤー、空調、備品の格納などです。一概に管理者だけで改善できないものは除いて評価しています。管理者が対応できる要望には応えていただいているという評価です。

委員：その内容を教えてください。市でなければ改善できない点であれば、市が改善しないといつまでも不満は残るので、管理者がかわいそうということになる。

説明員：ドライヤーの電源、空調設備、畳の隙間の改善です。畳の問題については、敷き方の問題があるかもしれないが、設備の問題であれば市が対応しなければなりません。学生割引の希望については、条例に定めがないので対応できません。備品の格納についての改善要望については、設備的に物を置く場所の問題がありますので、これも管理者の方では難しいと考えます。弓道場の初心者教室の開設については、採算が採れるのであれば管理者による自主事業で取り組んでいただけるのではないかと考えていますが、平成26年度は開設していません。駐車場の割引はありませんが、これは指定管理業務の範囲外です。施設使用料金については、条例の定めがありますので、市の範囲と考えます。

委員：予算や条例の対応が必要なものは、市が対応していただかないと、アンケートをとってもいつまでも改善されない。管理者が対応すべき苦情なのか、市が対応すべき苦情なのか分からない。それが精査できるようなモニタリングの仕組みに変える必要があるのではないか。

委員：利用者分類を見ると、高齢者の利用が多い。自主的にAEDを増設していただいている。今後も高齢者の利用は増える可能性がある。であれば、平等な利用という点について、指

定管理者と今後も協議を続けてもらいたい。平等利用の評価が4点、社会的少数者の対応が5点、人権への配慮などが5点となっているが、このあたりは市としては問題がないという評価か。

説明員：利用制限については、貸館について不当な利用制限がないかという考え方です。アンケートにあった利用制限というのは、制限というよりは利用する順番を待つことについてであると理解していますので、不当な利用制限、優遇措置には該当しないと考えます。

委員：利用の制限についての改善策については、管理者と協議はされていますか。また市として施設の拡充は考えていますか。

説明員：協議は続けていますが、トレーニングルームの広さに限りがありますので、会議室などの場所を用いて、スポーツクラブで行っているサーキットトレーニングなどを行って、緩和を図りたいという話があります。ただし会議室は貸室であり、ただちにトレーニングルームに転用するというのは難しいです。相談をいただいて、話し合いを続けています。

委員：具体的な解決には至っていないということですね。

委員：旧附属食堂は、どうなっていますか。

説明員：旧附属食堂の段差を解消しまして、軽運動ができる多目的室となっています。

委員：貸室ですか。

説明員：平成27年4月1日に、多目的室として条例に定めて、利用を開始しました。平成26年中は使用していません。

委員：労務管理についてはシフト表などをご確認いただいているが、トレーニングルームは利用可能時間が長い。これについても遅番や早番などをきちんと確認されていますか。

説明員：はい、確認しています。

委員：チェックはきちんと行っているが、5点満点中4点である。マイナス要因は何か。

説明員：一年通しての判断ではないので、まだ先がある状態でしたので、何があるかわからない、満点はつけかねるという判断です。

委員：体育館の利用者数、入場料収入は増えている。トレーニングルームは平成26年度から指定管理者の直営となっている。平成25年度までと評価の差はありますか。

説明員：平成25年度と平成26年度は指定管理者が異なりますので、評価の差というのは判断しにくいです。

委員：改善すべき点があるということはわかったが、得点率が高い。改善したら得点が高くなるような評価基準がよいのかなと思う。会計については、自主事業収支における自動販売機は施設の目的外利用ではないのか。売店は協定書に自主事業として記載がある。

説明員：市の指定管理者の指針において、施設の設置目的に合致し、かつ施設の効用を高めるものは施設管理の範囲内の業務とされています。総合体育館・中央公園では、指定管理者の募集の際に、自主事業として認めています。募集の際に、過去の実績は提示しています。

委員：応募者は自動販売機収入も指定管理業務の収支に織り込んでいるというわけですね。

説明員：はい。

委員：自動販売機収入額は多いので市が指定する業務として、自主事業と分ける手法もあると思うが。

説明員：指定管理者の努力によって経費の安い自動販売機業者と契約するなどしており、市が行った場合、同じ収益を得るのは難しいと考えます。

委員：数字だけきちんと分けてやられるなら、それも一つの方法かと思う。

委員：収支決算書には記載がありますか。

説明員：あります。

委員：次期公募の際には、自動販売機の売り上げは公開しますか。

説明員：現指定管理者を選定する際も、質問があり公開しています。

委員：体育館の人権研修で、モニタリングチェックシートと事業報告書の記載内容が一致していません。その事実を確認してください。

説明員：はい。

委員：モニタリングチェックシートの問題かもしれないが、法令順守の項目で入力事例の記載が無い。ですので、評価点入力の目安で判断されているかもしれないが、評価の点数は何を裏づけとしているのかが問われる。例えば、5点満点中4点とした合理的な説明ができるかということです。その他の項目でも客観的基準がわからないものがある。

説明員：設問についても「等」がある。「等」の範囲について、判断しかねることがある。だから満点をつけられなかった。

委員：ということは、評価点入力の目安を使ったということですね。

説明員：そうです。

委員：もう少し、ここを頑張っていたら、満点をつけられるということはありませんか。

説明員：それはありません。おおむね満足しています。

委員：例えば人権の話でいえば、さきほど申し上げた性的少数者の話などを考慮していただければ満点、というような評価の仕方もあるかなと思いますので、検討してください。

委員：5点満点中5点はつけにくいというのは良く分かる。例えば他の市町村で起こっている問題を踏まえて、情報収集と想像力を働かせて、一歩先を読んでモニタリングの評価に繋げるということかと思います。

委員：行政が行うモニタリングは、良いか悪いの両極にばらけさせた方がいいのかもしれない。「これについては頑張っている」というものは満点をつけてよいと思う。

説明員：「目標」などと書かれると、何が判断基準かわからない。施設所管課で判断しろというのは酷である。もっと詳しい判断基準を示していただかないと、モニタリングチェックシートでは判断しにくい。ただし、管理者との調整会議で、ここに書いていない指摘は多々行っています。それをいちいち全部書くかという、こんな表には書ききれません。そのあたりは斟酌していただきたい。こまごまと書いてくださいというのも分かりますが、それを全て書くのかと言われると、調整会議の中身は会議録を作って決裁をとって、変えるべきところは変えると。公園であれば、色々と苦情の問題もあります。委員からいただいた

提案は、非常にありがたい提案だと思っています。ですのでモニタリングチェックシートが全てであると言われると、非常にしんどいです。そのあたりは改善点として、コメント記入欄を別に設けるなどするようにという提案を委員会からしていただきたい。それを我々に求めないでいただきたい。

委 員：それはモニタリングチェックシートの評価理由欄ではないのですか。

説明員：それを今の時点で我々が評価している内容を全て書くというのは、難しい。ですので、どのようなシートを作るかというのは、もう一度検討していただければありがたいです。

委 員：施設所管課からそのような提案をいただきたい。

説明員：委員長からそのような提案をいただいたので、我々もそう思っていますということです。

委 員：そのような対話のうえで、よりよいシートを作っていけばよい。

説明員：我々はそのご提案は、非常にありがたいと思っています。

委 員：施設ごとに評価項目が変わることは、当たり前です。

説明員：総合体育館と公園は違うが、同一のシートで答えよというのは無理です。

委 員：バリエーションがあるのは当然です。

委 員：それを前提で、総合体育館と中央公園の得点率が異なるが、評価の違いは何ですか。

説明員：シートの利用者の意見調査の項目に点を入れていないからです。

委 員：最終評価のところですか。

説明員：総合体育館は建物施設で、中央公園はアウトドアです。

説明員：先ほど申しましたように、同じもので判断しろというのが無理です。

委 員：全体の中でも群を抜いて、高い数字になっていますから、良い施設運営がされているのだと思います。

委 員：シートについて抵抗があるかもしれませんが、今後提出される際は対応する項目があるかどうかというチェックはしてください。

説明員：はい、わかりました。

委 員：事業報告書とシートの記載内容がずれていたもので、チェックをきちんとしてください。

委 員：客観的基準がないという際は、評価点入力の目安に移る。しかしこれはこれで難しいというのであれば、施設所管課から客観的基準について提案をなさってはどうか。

説明員：はい。

委 員：点数記入例がない箇所については、このような基準はどうだろうかと提案してください。例えば労務管理であれば、就業規則が明示されているかなどです。

委 員：36協定や就業規則や労働時間に関する書類についてなどです。

委 員：客観性が担保できる提案は事務局にしていけますが、施設所管課も事務局に提案してください。

委 員：総合体育館と公園は、全施設の中でも評価が高い。管理者が良い施設運営がされているのだと思います。

説明員：総合体育館の施設所管課としては、非常に助かっています。ネームバリューというか、

独特のニーズはすごいですね。ミズノという看板だけで。もちろん職員も頑張ってくれています。

委員：今後もますます岸和田の指定管理者制度のお手本、リーダーシップを握るためにも、ここで出たような質問に対する回答を前もって作ってしまう。また管理者が、それらに対応できる報告書を作られれば、ますます評価が高くなると思います。しっかりした事業者に指定管理をしてもらうことは、市にとっても良いことですから。

委員：総合体育館・中央公園については、以上です。

— 都市公園・児童遊園 施設所管課へのヒアリング —

委員：添付書類については遺漏ないように、お願いします。

説明員：組織図等を添付することは当然かと思います。勤務状態を確認できるタイムカードやシフト表は手元にはあり確認できるのですが、どこまでを委員会に提出すべきか判断に迷うところがあります。再委託の金額が分かる書類もありますが、都市公園・児童遊園というのはものすごい数があるので、業者への発注数も63件という無茶苦茶な数があります。それを全部報告書に書き込む方がよろしいんでしょうか、それとも外何件という表現でよろしいんでしょうか。内容は全てチェックはできます。

委員：工夫しなければならないですね。

説明員：代表的な委託に加えて外何件という表現にさせていただかないと、こまごましたものまで全てあげるのは、問題があるのかなと考えます。

委員：分かります。指定管理者候補者選定のときの申請書類はきちんと出していただいています。モニタリングなので、そこまでは不要ですので、代表的なもの外何件という表現でかまいません。

委員：中央公園にはあって、都市公園・児童遊園にはないというのは同じ指定管理事業者であるのに何故かと思ひまして。

説明員：見てもらえれば分かりますように、これほどの量ですので。

委員：分かりました。シートに対応した評価理由を書きおくことがポイントであるということは覚えておいてください。

委員：委託の割合が多いが、履行確認の評価が4点となっていることと関係するのですか。

説明員：委託の中に、地域との密着性がありますので、町会に一定を管理委託していただいています。ですので、金額的にも出てきているということもあります。全て地域に密着している公園について委託というのがあると、それと地元が管理していただいている中にも高木剪定等々専門性が必要なものもございますので、造園組合にも協力いただきながらさせていただきたいということもありました。

委員：今の発言を評価理由欄に書いていただきたい。委託については、指名入札や相見積もりなどはされていますか。

説明員：金額の大きいものについては、8 社から 9 社程度参加していただいて、競争入札しています。

説明員：基本的には、市の入札と同等とお考えいただいてもかまいません。

委 員：平成 26 年度から新しい指定管理期間となっていますか。

説明員：はい。

委 員：以前の指定管理者は。

説明員：現在の指定管理者と同じです。現在は公募で選定しています。

委 員：120 万円ほどの赤字となっています。

説明員：少し話がずれますが、岸和田市公園緑化協会是一般財団となっており、市が 100%出資の法人でして、水とみどり課長も理事として参加しています。また外部委員である公認会計士も入っていただいた監査を受けています。都市公園・児童遊園の指定管理者の収益としては、中央公園と違い収益があがる項目がありません。企業努力を行ってもらいながら、全体として動いていただいています。

委 員：人件費は、同一の方であれば中央公園と都市公園・児童遊園と按分するような形でしょうか。

説明員：給料については、中央公園に重きを置いている者と、都市公園・児童遊園に重きを置いている者と、分けています。手当等については、中央公園の中から支払いしている者と都市公園・児童遊園の中から支払いしている者という形で分けています。

委 員：労働時間やシフト表の確認は聞き取りで行ったとのことですが、分けて確認されているということですね。

説明員：はい、そうです。

委 員：利用状況を見ると、浜工業公園の球技広場の利用件数が平成 24 年度と平成 26 年度を比べると約 1 割減っている。天候だけが原因とは思えませんが、利用しにくいような問題点などはありましたか。

説明員：昨年度は土曜日・日曜日に雨が多かったので、球技広場を使われるのは土曜日・日曜日が多いと思われます。テニスコートは、平日の利用が多いので、反対に利用が増えています。利用者が減った分析は行っていません。

委 員：前年度のモニタリングを受けての欄について、具体的に説明してください。

説明員：公園には子ども向けの遊具がありますが、公園の中には遊具を設置してから 30 年以上経過しているものもございます。その中で、安全性を高めるために、点検の頻度をあげたり、着眼点のチェックシートを持って、管理しています。点検で修理すべき箇所がみつければ、指定管理料の修繕費を使って修理しています。

委 員：前年度のモニタリングを受けて、特に強化した点はありますか。保守管理の計画書は以前から作成されていたのですか。

説明員：2 人 1 組でまわっています。

委 員：月 1 回ですか。

説明員：はい、一ヶ月で 300 公園をまわります。

委 員：不具合が見つければ、使用停止の処置を行って、修理を行うと。

説明員：はい。

委 員：市民からの苦情等がありますか。

説明員：故障の場合は町会から連絡が入ったり、使用者から連絡からをいただいて、確認、使用停止の処置を行っています。

委 員：点検で見つける場合もあるし、通報による場合もあると。

委 員：総合評価の理由と意見等の欄に、苦情が減るよう検討を行い対応を行っているところがあるが、これはそのような意味ですか。

説明員：他に、雑草の草刈をしています。雑草が増えてくると苦情がありますので、雑草が生える時期にあわせて、苦情が入る前に除草するように計画し、対応しています。

委 員：苦情等についても適切に対応しているから、4 点満点中 4 点ということですか。

説明員：はい。

委 員：遊具の点検の強化について伺います。平成 26 年度から指定管理期間が新たになっているとはいえ、同じ指定管理者である。その項目の評価は、前年度より高くなっていますか。

説明員：前回期間とは、指定管理業務内容が変わっているから、評価も異なります。

委 員：今回は基準点となるのですか。

説明員：モニタリングチェックシートの書き方が、前モニタリングと書かれると今年から始まっているのにちょっとまずいのではないかと。例えば、来年度であれば同じ質問を受けても回答できますが、今年度はできません。

委 員：であれば、そういうコメントをここに書いていただければよかったです。

説明員：我々のコメントの書き方も悪かったかもしれないが、シートも聞き方も問題あるのかなと。

委 員：そのあたりは、評価理由のところでも工夫していただきたい。緊急時対策は、都市公園・児童遊園ともに、5 点満点中 4 点ですが、防災計画化等を策定しているから 4 点としているかと思う。仕様書を読むと、河川に隣接している公園では異常気象があったときに、緊急避難誘導までしなければならないことになっている。ここは確認されていますか。

説明員：春木川に隣接している公園において、大阪府との関係で実際に河川をあげていないところもあります。

委 員：何ヶ所ぐらいありますか。

説明員：春木川緑道の都市公園が 1 ヶ所です。

委 員：児童遊園にはありますか。

説明員：ありません。

委 員：仕様書には、どちらも入っていますが。数箇所あればその基準というものは、一般的なものと変わってくるので。

説明員：春木川緑道のところについては、チェーンで塞ぐということで、警報等々が出た場合に

は市から連絡して、管理者に行っていました。

委 員：個別に特定をして、そこを確認して、評価しているということですね。仕様書では、誘導までしなければならないことになっていますので。

説明員：雨のときにそこに人がいるかいなか。以前神戸市でもありましたように上流で雨が降って被害が出たというような事例は、現在のところ岸和田市では鉄砲水が出るような河川の状態ではありません。

委 員：そうでありましたら、仕様書を変更してない。

説明員：中央公園のところに付きましては、せせらぎ空間ということで大阪府が整備しており、公園と河川の区切りが難しいので、入っている方もおられます。

委 員：相談に近いのかもしれませんが、児童遊園の社会的弱者への配慮や利用者数や利用者アンケートに関する項目が、該当せずになっていますが、これは仕方がないのでしょうか。例えば学校のPTAに協力してもらうなど。

説明員：それは現実的には無理です。

説明員：100 m未満の、木が少しあって、ブランコがちょっとあって、滑り台があってというような公園が点在しています。

委 員：「一部利用者に対しての、不当な利用制限等や不適當な優遇措置等はないか」ぐらいは目視や学校に話を聞くというような形で。

説明員：苦情が多く、学校や地元に対して、いたずらなどが多いので注意してくださいねという要望が多い。実際に社会的弱者の方がご利用していただいていることもあるかと思いますが、小さな公園を利用されているかという点と難しく、中央公園や浜工業公園といったある一定の規模がある公園と思います。利用するにも、提供公園がほとんどです。

委 員：小さなお子さんを連れのお母さんなどは、一番児童遊園を利用されるのでは。町会などで管理されているということであれば、あまり変な使い方はないかなと思いますが、評価のところは該当せずとなっているのは。

説明員：そのあたりも、指定管理の内容として全て聞きなさいと言われるのは、難しい面があります。できる体制のところとできないところとの区別、例えば本来したほうがいいけれども対応するのが難しいようであれば、別の評価項目を考えていただくとか。

委 員：評価が高いので、きちんと行われていると思っています。評価項目に対する提案があれば言ってください。これは委員が作ったものではありません。みんなで知恵を出し合って、滲み出していくものだと思います。出た意見をもとに、今後の報告の仕方や評価ポイントのレベルを上げる努力をしてくださるようお願いします。

委 員：計画的な補修の実施についてですが、例えば今後10年間のローテーション計画表などは見られましたか。例えば、どこの公園でいついくらぐらいの補修をするかなどです。

説明員：市と指定管理者との間で、限りある市の予算のなか、5年計画を立てています。

委 員：都市公園・児童遊園については、以上です。

ー ヒアリング対象施設以外の施設について、モニタリングチェックシート等の審査 ー

委員：自泉会館についてです。

委員：法令順守に対する取組が３点となっています。事業計画では研修を行い、情報公開や個人情報保護に努めるとありますが、行わなかったから３点なのでしょう。

委員：事業報告書では、実務を行うなかで、話し合いを行い個人情報保護に努めたというだけなので、具体的な検証はされていないのではないのでしょうか。

委員：話し合いなどではなく、外部の合同研修に参加するなど、行政として機会提供してはいかがいでしょうか。

委員：個人情報保護の観点も同様です。

委員：人権や個人情報保護、リスクマネジメント、内部通報やコンプライアンス、全部機会があれば行かせてあげるといふ。役所でされているものはないですか。

事務局：人権研修は校区人権研修を開催しています。市民の方が自由に参加していただけます。職員向けの研修で外部の方に参加していただける研修は、実施していません。

委員：例えば指定管理者団体を対象とした個人情報保護の合同研修を役所として用意するなどはどうでしょう。

委員：他の施設でもコンプライアンス関係がかなり弱いと思っている。

委員：小さい施設の指定管理者にしては、負担が重たい。そのあたりを制度化してはどうでしょう。あるいは指定管理者を受任する者は、それを条件とするなどです。

事務局：内部講師の活用を検討してみます。

委員：緊急時対策は、緊急連絡先を職員間で共有しているというだけでしょうか。仕様書にはもう少し対策を講じる、計画を立てる、訓練をするなどとありますが。それは確認されているのでしょうか。

委員：具体的に仕様書どおりに実施してくださいとお伝えください。

委員：場合によっては、市職員を派遣するということはどうでしょう。例えば、このような研修を行いたいと市に届け出たら、市は講師を派遣してあげますよとか、制度化できないのでしょうか。

事務局：公民館事業で、出前講座の中にメニューがあれば講師派遣は可能かなと思います。

委員：次は浪切ホールです。ご意見をお願いします。

委員：以前から申し上げているように、条例に基づく基本計画がある。基本計画に基づいて、浪切ホールがこれを分担するという戦略的位置づけが明確になっていない。それを仕様書の中で明確にするということ。それから自主事業という言葉が、市が指定している政策的事業なのか、指定管理者が自分たちの創意工夫で自分たちが政策展開しているのか、分別できない。市は指定管理者に政策まで丸投げしているのではないかと危惧しています。であるけども、事業の数値は非常に良い。例えば、収支率 68%というのは公立ホールではかなり高い。入場率 72%というのも高い。そういう点では、頑張ってくれています。た

だし演目の内容を見ると、かなり集客率の高い、大衆的な演目に偏っています。仕様書には書いてありますが、全ての市民が等しく芸術に触れる機会を供給するとなっています。しかし時間とお金がある人が楽しめる状態になっている。低所得者向けの事業は意識されていないし、乳幼児や子育て中の方に来てくださいというような事業もない。障害者を対象としたアートというような事業もない。指定管理者の責任とは思えないので、市の政策的な戦略プランニングのようなものを明示して欲しい。モニタリングの評価も条例及び基本計画に合致した事業であるかとりたいたが、施設の設置目的に沿った事業展開をしているかという項目がそういう趣旨だと思う。しかし、それに対する市の説明がいまひとつ不鮮明であるので、評価の仕方が難しい。得点率は妥当であろうと思う。それから浪切ホールにおいては、自主事業という言葉の定義を変えてください。

事務局：自主事業については、指針に定義を定めており、施設所管課にも指定管理者が行うべき指定管理業務であるか、指定管理者の指定を受けたうえで行う利便性や利用率向上のために行う自主事業なのか、団体本来が行う独自事業なのか、そういったところを整理してくださいということは、伝えています。団体によっては市の補助を受けて行う補助事業もあります。それらを整理するように施設所管課にはお願いしていますが、庁内でもまだ理解が進んでいないのかなと感じています。

委員：赤字を縮減して入場料収入をあげてくださいというところに収束してしまうと、入場料収入が期待できない対象者に対する文化保障政策をやらない方向に進んでしまう危険性があります。なので、指定管理事業と自主事業、委託事業、補助事業を仕分けてほしい。

委員：安定的な運営が可能となる人的能力のところで、5点満点中3点で「人員数は確保されているが、夜間や繁忙時は十分に充足されているとは言えない。」とあるが、これはもう解消されたでしょうか。

事務局：この項目については、安全面の配慮などがあるので明確にされたいということでご意見として伺います。

委員：緊急時対策で、あわせて訓練も実施しているとあり、満点を与えている。しかし、報告書には内部の引継ぎが悪く2回中1回しかできていないということを書いているのに、4点中4点なのかと思う。仕様書には厳しいことが書いてあるが、評価は甘いというか、いまいちピンと来ない。

委員：人権研修は子どもの人権を勉強しましたというようなだけではなく、施設が大型になれば障害者、高齢者、子ども、女性、外国人、LGBTなどの多様な人権研修が必要になるのではないのでしょうか。多様な人が来られますので、そのところは留意してください。

委員：赤字になっている事業は料金を安くしていると思うので、岸和田市民は安く利用できていることになる。

委員：多角的な仕事をする能力を持つ団体であるから、これだけでできているということは評価すべきである。提案であるが、0歳から100歳まで、体に障害がある、外国人などで、この演目をチェックしてみたら、ほとんどノーチェックだけと思う。インリーチとアウト

リーチをどれだけ考えているのか。アウトリーチは、学校へ自分たちが出かけに行ってアートを供給するというようなプログラムを考えているのか、それぐらいのことをやらせてもいいと思う。もう堺市は開始しています。小学校は3分の1を達成しています。横浜市は、今半分です。そういう小学校在学中に何らかのアートに触れることができる。卒業までに浪切ホールというホールがわが町にあるということを認識させるというか。浪切ホール周辺の人ばかりが得するのではなくて、遠くにいてる人にもサービスが行き渡るように出かけていく、こういうのをアウトリーチというんですが、こういうこともこれから考えていいのではないのでしょうか。反対に、浪切ホールへ授業の一環として学校から来てもらうとか。学校と連携してやってもいいんじゃないですか。

委員：次は、市営旧港地区立体駐車場です。

委員：異常箇所があるという評価があるが、費用がかかるということなので、大規模な修理になるのでしょうか。また安全の面からはどうなのでしょう。

事務局：おそらく市が予算を確保して取り組まねばぐらいの規模とされます。であれば、指定管理者の責任ではないということになります。

委員：岸和田カンカンベイサイドモールの事業者に委託しているのでしたね。

委員：管理者の責任ではないのであれば、評価が変わるのではないかと。

委員：リスクマネジメント協定が結ばれているかと思うが、市が補修すべき金額の内容であれば、評価点は変わる。

委員：担当課には、指定管理者の対応への評価であることをお伝えください。

委員：労務管理の項目にしても直接雇用がないのであれば、評価すべきでない。

委員：次の指定管理期間においても、委託されるのでしょうか。

事務局：未定です。

委員：次期は、直接雇用が出てくる可能性もあるのですね。

委員：次は、産業会館です。

委員：利用拡大については、5段階で2。

委員：適切な人員を確保しているという項目は、きちんと確認しているのでしょうか。

委員：人員配置と人件費の関係も気になります。

委員：利用者アンケートはいったい何枚とっているのでしょうか。

委員：事業報告書がこれだけ薄いというのはいかがなものか。

委員：法令順守のところもこの報告でこの評価でいかがか。

委員：サービス向上の方策の取組も、利用者アンケートの回答数が少ないと評価しながら、4点をつけている。他にも、3か2と思われる項目が4になっている。

委員：法令順守については、研修を実施しているかや情報管理者を定めているかなど、裏づけが欲しい。報告書にその裏づけが記載されていないといけません。印象だけでは駄目です。

委員：コンプライアンスの話も、朝礼とかでの話だけでしょう。

委員：コンプライアンス委員会を設置して、その中で所管の施設として扱っているのか。また

そのコンプライアンス委員会のようなものがあるのか、ないのか。このあたりが確認できない。施設関係については、割とやっているとは思いますが、安定的な運営が可能となる人的能力については、これはちょっと疑問がある。研修の取組はやっているのか、従業員というのは誰なのか。

委員：複数の人で按分していた。

委員：人員体制やアンケートについては、もう少し強化したほうがよいのではないのでしょうか。

委員：再委託についても市が承諾したから全て良いというわけではない。比較見積もりをしたとか、簡易見積もりを取るとかそれぐらいはやってほしい。

委員：社会的弱者への配慮は、まだ経験がないだけではないか。

委員：入り口にアンケートを置いてある、回収率が少ないとあるが、普通は利用者にはアンケートを渡すのではないのか。貸館事業であっても利用者に必ずアンケートを渡して、回収するということを訓練づけてもらわねばならないのではないか。そうするとここは4ではない。利用拡大の取組の評価が2というのは妥当。利用者アンケートの項目は、全く適切でない。

委員：アンケートはやっていないに等しい。

委員：地域関係団体、ボランティア等との連携が図られているか、とあり、各団体と連携しているとあるが、各団体がどこなのかわからない。

委員：アンケートに関連する項目については、アンケートの絶対数が少ないから評価できないのではないか。

委員：以上のような懸念をもつので、施設所管課におかれては、もう一度モニタリングの評価を精査していただきたい。

委員：以上の項目を見直すと、総合評価も変わる。裏づけが無いものについては、評価すべきでない。評価が下がるものもあるはずなので、評価を下げてください。

委員：次は、福祉総合センターです。S評価です。

委員：以前は、社会福祉法人業務と指定管理業務と経理書類が渾然としていたが、分けていただいている。しかし、評価はまだ改善の余地があるとなっている。施設所管課は、まだ不十分と認識しているということがわかる。

委員：次は、高齢者ふれあいセンター朝陽です。S評価です。

委員：決算を見ると、人件費をオーバーしている箇所もあるが、それに対するコメントが欲しい、妥当なら妥当と判断した理由と。

委員：特定の地域に限定していない全市的な施設であれば、アウトリーチも行ったほうがよいのではないか。平等利用の項目で、評価をしなければならない。

委員：労務管理の項目に対する評価も満点と高い。指定管理業務と団体本来の業務に従事している割合が分かる資料をつけてもらえたら、より分かりやすい。

委員：法令順守の項目も、内容と評価があっていないのではないか。

委員：福祉政策課の評価が緩いのではないか。

委員：次は、浜老人集会所です。S評価です。

委員：適正な評価とは言い難い点があるのではないか。

委員：運営実態とあっているのでしょうか。

委員：全ての施設にいえることだが、高得点の施設は必ずその裏づけを説明できるようにしておいてください。

委員：開館日や開館時間の項目や、報告書類の作成の項目の評価が高すぎるのではないか。

委員：利用状況のところの＋（プラス）は、表記をきちんとしていただきたい。

委員：次は、だんじり会館・市営駐車場です。

委員：法令順守や個人情報保護、人権への取組が3点となっている。

委員：評価理由欄に、改善すべき点などを書くほうがよい。

委員：利用者拡大の項目が5点、去年も5点であった。しかし入場者数が減っている。カーネーション効果がなくなったことは理解できるが、努力するだけで5点とするのか。

委員：協会職員4人を常時配置しているとあるが、法令順守や研修についての項目が3点というのはいかがか。

委員：ボランティアにも研修を受けていただかなければならないのではないか。

委員：次は、五風荘です。

委員：前年度モニタリングの結果を受けて、労務管理に関する取組で正社員を増やしたとか時間外労働について上司の許可がないとできないようにした、1分単位で超過勤務手当を支給するなど、色々書いていただいている。かなり適正になっているが、4点となっている。マイナス要因が何か気になる。労使間で定期的に話し合いもしているのに、評価は満点ではない。

委員：人権は研修をしていないから3点なのだろうか。待遇は、実践できちんとされている。

委員：人権啓発ポスターを施設内に掲示しているだけで、3点とはいかがか。

委員：社会的弱者への配慮はきちんとしているとあるからではないか。外部講師による研修とある。

委員：待遇研修としてハンディを持っている方への研修は行っている。

委員：3点であれば、「課題」を評価理由欄に書いていただきたい。

委員：個人情報保護、防犯・防災もである。

委員：防災は、組織図は作成したが、訓練は行わなかったからではないか。

委員：しかし五風荘は、貴重な財産である。防災計画は大事だと思う。3点では駄目なのではないか。

委員：次は、まちづくりの館です。

委員：やはり3点である評価理由を明確に書いていただきたい。課題がないと見受けられるのに、3点となっているものもある。

委員：厳しく評価しているから満点をとる項目が少ないのではないか。

委員：「館長を中心に」とあるが、職員は何人ぐらいいるのか。

委員：2人ではないか。あとは、業務委託か。詳細がわからない。

委員：課題を明確にすることです。

委員：次は、牛滝温泉やすらぎ荘です。

委員：前年度のモニタリングを受けて、コンプライアンス推進委員会を継続して開催などあるが、法令順守のところは、3点となっている。

委員：レジオネラ菌の問題は深刻な問題であったので、そのあたりのことを引っ張って厳しく評価しているのかもしれない。

委員：この施設もやはり課題があれば、課題を書いていただきたい。

委員：消防計画もきちんと作っているが、4点となっている。

委員：次は、岸和田城です。

委員：3点が多いが、利用拡大は5点である。利用者は増えている。

委員：人件費で、事務局と岸和田城と分けている。事務局の人件費が300万弱であった、だんじり会館も同じであった。観光振興協会の職員が、複数の仕事をしているのであろうから、誰がどこをどれぐらいの割合かわかる人件費の内訳表のようなものがあれば良い。

委員：観光振興協会については、従事割合を出してもらほうがよい。

委員：4点という評価をしている項目についても、評価理由がわかる書類をつけてもらいたい。

委員：次は、二の丸広場観光交流センターです。

委員：ここも3点評価が多く、なぜ3点なのかがわからない。

委員：収益が悪くなっている。平成25年から比べて1,500万円ぐらい減っている。平成24年は良かったようだが。利用拡大のアイデアなど、早急に行ってもらいたい。

委員：観光交流センターとしての機能が改善されているかということも気になるが、マイナス収益が続くとなると。

委員：経理の執行状況についての評価が3点となっている。

委員：利用率や利用者数向上のために努力している点は3点なのですが、努力しているということの評価するのか、成果が出ているということで評価するのか、どちらで評価しているのかよくわからない。

委員：2,100万円の赤字なので、大きい。

委員：1,700万円の赤字から、400万円増えている。

委員：外国人旅行者が増えているし、ホテルサンルートとタイアップして、などという提案もあったから頑張っ欲しい。岸和田城で結婚式を挙げた方が、ここで披露宴するというような話はありますか。

事務局：ブライダル利用者として計上して、増えています。

委員：全体の飲食利用は減少している。

委員：機会損失というか、人が入れば、有効に利用されているということになるが、結果的にこれでは有効に利用されていないということになる。

委員：裁判所跡駐車場を利用すれば、割引が受けられる。

委員：指定管理料は支出していない。赤字幅の拡大はほっとけない。

委員：現状復帰を含めて提案してくださいと募集したはず。

委員：指定管理者には、頑張ってもらいたい。

委員：所管課の評価については、「改善されている」のか「改善に努めている」で評価が変わるべき。

委員：評価理由に課題を書いてもらいたいということと、収支の評価は３点ではなく２点ではないかということです。

委員：次は、大沢山荘です。

委員：研修の項目で１点評価がある。

委員：管理人の人件費を月１５万円ぐらひは払っている計算になる。常駐の人がいるならば、研修は受けてもらわねばならない。

委員：指定管理者としては、公の施設の使用許可・不許可の決定権限を持つわけだから、準公務員的な立場となるのだから、研修ぐらひは受けておかないと、使用の許可・不許可のトラブルがあった時には指定管理者が対応することもある。施設そのものの瑕疵については市長が負うが、運営におけるリスクマネジメントが必要であることを教えてあげないと。

委員：仕様書には、研修がない。

委員：仕様書に書いてないのが問題である。農林水産課には、指定管理者として必要な知識やスキルを身につけるための研修を受ける機会を与えるように助言してください。

委員：一定の人数がいれば、出前講座には参加していただける。

委員：全指定管理者を対象としたネットワーク、連絡会議のようなものは持っておいたほうがいいのではないか。共通した勉強していただきたい事項などを学べる機会を提供してはいいかでしょうか。担当課がそれをするということになっていると思うが、担当課によってバラツキがある。

委員：担当課によって、評価の基準が違う。

委員：問題があったが改善されているのが３点で、問題があったが改善途上であるのが２点という認識がおそらく不徹底である。施設が小さいからといって、指定管理者としての心構えとか負うリスクというのを軽く扱われていいわけではない。必須不可欠のものとして、学習機会を供給すべきじゃないでしょうか。五風荘もきちんと研修を受けて欲しい。以前に労働基準法違反があった。労働者を雇うということは、労働力を買うということではない。魂を持った人間にそこに来てもらうというような発想でなければ、これからの企業経営は続かない。そうでなければブラック企業になってしまう。そういうところとは行政は取引しませんという態度を示さないといけないと思う。

委員：次は、自転車等駐車場です。

委員：優秀な評価ですが、収支予算の評価で３点評価となっている。

委員：赤字が有る。

委員：バイク専用駐車場の稼働率が低い。

- 委員：赤字があっても、納付金は納めてもらっている。
- 委員：納付金はきちんと納められているか、などという評価項目にしてはどうか。
- 委員：赤字は、事業者本体が吸収するのか。
- 委員：国の助成金をもらっているが、それは事業者本体の方に入るので、指定管理事業で赤字でもカバーできているのではないか。
- 委員：苦情にも適切に対応しているようです。
- 委員：評価全体は問題ない。
- 委員：次は、心技館です。
- 委員：厳しい評価だが、きちんと評価していると思う。
- 委員：モニタリングを踏まえて改善されている。
- 委員：評価理由欄を具体的に記入していただきたい。
- 委員：客観的に適正に評価している。
- 委員：協定書・仕様書に記載している基準をクリアしていれば、もう少し良い評価ができるのではないか。
- 委員：協定書・仕様書と対応した評価項目にしていただきたい。
- 委員：労働者がいなければ、労務管理の項目は削除してよいと伝えてください。
- 委員：削除すれば点数の合計は変わる。
- 委員：全体の総括をします。
- 委員：評価の着眼点と評価理由がリンクしていないところがあった。満点ではない項目については、何が課題であったのかを記載していただきたい。次に繋げるために評価しているのであるから、課題がわかるようにしなければいけない。中央公園と都市公園・児童遊園は評価項目を変えたほうが良い。また所管課によって、評価の癖がある。良し悪しはあるが、評価を庁内で共有する方法もある。
- 委員：所管課によって、評価基準が違うので、所管課で共通認識を持てる仕組みを作ってはいかがか。また課題があれば課題を、改善した問題であればその問題と改善結果を評価理由欄に書いていただきたい。
- 委員：以前のチェックシートは全て統一であったが、8 つほどのジャンルに分けていただいている。よりチェック項目を改善する方法を検討していただきたい。労務管理に関しては、もう少し項目を増やして欲しい。
- 委員：例えば防犯・防災であれば、20 から 30 ぐらいのチェック項目があってその結果によって、評価になってくると思う。評価理由欄は、もう少し詳しく書いてもらいたい。例えば 25 年度に問題があって、26 年度に改善された、では 27 年度はどうするのかという点も書いてもらいたい。評価理由を詳しく書いている課もあるが、本当にその通りにされているのかをチェックする課がいるのではないか、この委員会の仕事かもしれないが。実行部隊として、第三者チェックも必要なのではないか。
- 委員：前年度のモニタリングを受けてのコメント欄はあるが、前年度の評価との比較が分かる

欄があればよい。また前年のことを参考までに書く欄があればよい。

委員：まとめます。評価の書き方については、各課統一してほしい。一度、合同会議を開催して、研修をしてはどうでしょうか。満点でないときは、課題があるからそういう評価になると思うので、課題を明確にしていきたい。評価項目は、施設所管課も提案していきたい。主観評価とならないよう、客観評価となるように研究してほしい。労務管理については、客観評価ができるのではないかと。所管課からはコメント欄が欲しいという要望があった、それはあって良いと思う。指定管理者同士の合同会議があっても良いのではないかと。施設によっては、第三者チェックがあってもよいのではないかと。対前年比がわかる指標、前年の指摘事項等記載されていることが相応しい。総合評価で、Aは70%以上となっているが低いのではないかと。Sは良いが、Aは85%以上ぐらい必要ではないかと。Bが80%以上、Cが75%以上、Dが70%以上、Eは70%未満というぐらいが、励みになるのではないかと。

委員：85%以上でA1、80%でA2というような表現もある。

委員：本日の審議案件は以上です。審査委員会を終了します。